

泉大津市第4次障がい者計画

平成 25 (2013) 年 3 月

泉大津市

目 次

はじめに

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格等	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
第2章 計画の基本的考え方	3
1. 基本理念	3
2. 基本課題と基本方針	4
第3章 基本計画	7
1. 施策の体系	7
2. 基本的施策の実現に向けて	8
基本方針1 地域での自立した暮らしへの支援	8
基本方針2 早期発見・早期療育と特別支援教育の充実	10
基本方針3 就労をめざした支援	12
基本方針4 保健・医療サービスの充実	13
基本方針5 生活をより豊かにする活動への支援	14
基本方針6 障がい者への理解と権利擁護の推進	15
第4章 施策の推進のために	16
1. 推進体制の充実	16
2. 計画の広報・周知	16
3. 国・府等の動きの反映	16
資料	17
泉大津市第4次障がい者計画策定委員会設置要綱	18
泉大津市第4次障がい者計画策定委員会委員名簿	19
泉大津市第4次障がい者計画策定経過	20
アンケート調査結果	21
団体ヒアリング結果まとめ	33
用語解説	37

※本計画では、「障がい」の表記は、法律の名称や団体名称などの固有名に関わらず、すべて「障がい」に統一して表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、昭和 56 年の完全参加と平等をテーマとした「国際障がい者年」及び「国連・障がい者の 10 年」を機に、保健・医療、福祉、教育、雇用などの各分野で障がい者福祉の充実が図られてきました。その後、平成 5 年に「心身障がい者対策基本法」を「障がい者基本法」に改正するとともに、長期的視点に立った計画により、わが国の障がい者施策は「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下に着実に推進されてきました。

平成 21 年 12 月より「障がい者制度改革推進会議」を設置し、障がい者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障がい者施策の抜本的な見直しへの検討が進んできました。

平成 22 年 12 月には、応能負担や発達障がいを対象とすること等を定めた、改正障がい者自立支援法が成立しました。

平成 23 年 7 月には障がい者計画の根拠法である「障がい者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育の配慮等の新たな視点が盛り込まれました。

障がい児を対象とした通所サービスは、児童福祉法に基づく通園施設と障がい者自立支援法に基づく児童デイサービスにより実施されてきましたが、平成 24 年 4 月 1 日施行の法改正により、児童福祉法における「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などに一元化されることになりました。また、保育所等訪問支援及び計画相談支援等の新たなサービスが創設されました。

平成 24 年 3 月、新たに障がい者の範囲に難病患者を加えることなどを柱とする「障がい者総合支援法案」が閣議決定され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されることとなっています。

平成 23 年 6 月「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。

大阪府では、平成 24 年 3 月に第 4 次大阪府障がい者計画（平成 24 年度～33 年度）を策定し、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とする施策を展開しています。

本市では、平成 9 年 3 月に泉大津市障がい者計画、平成 14 年 3 月に泉大津市第 2 次障がい者計画を策定し、平成 19 年 3 月に平成 24 年度までを計画期間とする泉大津市第 3 次障がい者計画を策定しました。

平成 24 年度が泉大津市第 3 次障がい者計画の見直しの時期にあたるため、障がい者福祉の一層の充実に向け、障がい者基本法の改正など法制度の動きや大阪府の動き、障がい者のニーズを踏まえ、第 4 次泉大津市障がい者計画を策定しました。

2. 計画の性格等

本計画は、障がい者基本法第 11 条第 3 項に基づく「当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障がい者計画）」として策定するものであり、今後の泉大津市における障がい者施策の基本指針となるものです。

計画の策定にあたっては、「市町村は、障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」となっていることから、国の動向や第 4 次大阪府障がい者計画、泉大津市の障がい者のニーズを踏まえて策定しました。

3. 計画の期間

本計画の期間は、国の障がい者基本計画及び第 4 次大阪府障がい者計画の計画期間を踏まえ、これらの計画との整合を図るため、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

4. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、「泉大津市第 4 次障がい者計画策定委員会」を設置し、計画内容等について検討しました。

策定委員会は、次の分野の人によって構成されています。

- ◎障がい福祉サービスを利用する障がい者
- ◎社会福祉に関する活動を行う団体等から推薦された者
- ◎学識経験を有する者
- ◎公募された市民

第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

我が国では、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会をめざすべき社会として掲げています。

共生社会とはまた、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会です。

障がい者の社会参加を実質的なものにするためには、活動を制限し、参加を制約している諸要因を除去するとともに、自らの能力を最大限に発揮できるような支援が必要です。

このためには、自らが努力する（自助）とともに、障がい者同士で、あるいは家族や地域で助け合う（共助）、そして公的な支援（公助）が互いに機能し合うことが必要です。

また、障がい者とその家族は、障がいがあっても一市民として住み慣れたこのまちで普通に暮らせることを願っています。

このような考え方を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めました。

誰もが共に支えあい共に生きる地域社会の実現

2. 基本課題と基本方針

(1) 基本課題

アンケート調査結果やヒアリング結果から把握した現状により、計画策定にあたっての基本課題を次のように整理しました。

現 状	基本課題
地域での暮らし 知的障がい者では子ども・青年層、精神障がい及び重複障がいでは中年層、身体障がいでは高齢層が多く、障がいの種別に関わらず家族との同居が多い。 今後暮らしたい場所として自宅が多いが、知的障がいでは共同生活の場も他と比べて多い。 IT化は視覚障がいにとっては必ずしも生活を便利にはしていない。 自宅や地域で満足な生活ができるために必要なことは、緊急時に助けてくれる人がいること、家族の理解があること、生活するのに十分な収入があることなどである。 災害時では、自力で避難できるかどうかが最も不安となっている。避難訓練への参加も望まれている。	・住み慣れた地域で暮らし続けていくために、ライフサイクル及び障がいの特徴・程度に応じた居住、就労、サービスなどの多様な施策の充実が必要です。
相談・情報提供 困ったときの相談相手や情報入手先は家族が多く、公的機関への相談は少ない。利用できるサービスについて気軽に相談できる窓口がない。 入手したい情報は、福祉サービスの種類や利用の仕方が多い。	・公的な相談窓口の周知を図るとともに、気軽に利用できるよう充実することが必要です。 ・障がい者のニーズに応じた多様な媒体による情報提供の充実が必要です。
外出・バリアフリー 身体障がいでは歩道の段差や障がい物等のハード面、知的障がいや精神障がいでは人との会話、重複障がいではこれらすべての面で困りごとが多い。 聴覚障がいは文字、視覚障がいは音声による情報伝達が望まれている。	・道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、公共施設などにおける障がい者とのコミュニケーション方法を改善することが必要です。
福祉サービス 居宅介護、移動支援、日常生活用具の利用が多い。 今後は、居宅介護、短期入所、相談支援の希望が多い。	・障がい者のニーズに応じた福祉サービスの提供の充実が必要です。
介助 知的障がい及び重複障がいでは他と比べて介助の依存度が高い。 日常生活の主な介助者は女性に偏っている。介助ができないときは、親族やホームヘルパー、短期入所が望まれている。また、いろいろなサービスを柔軟に組み合わせて利用できるシステムが望まれている。	・女性に偏りがちな介助者の負担の軽減を図るとともに、介助できないときのホームヘルプや短期入所施設などのサービスの充実が必要です。

現 状	基本課題
<p>療育・教育</p> <p>学校に通っている人は、主に就職を希望しており、自分に合った仕事、職場でうまくやっていくこと、継続した雇用について不安に思っている。</p> <p>特別支援教育を担う教師の質の向上や、支援学級の教師への学校全体での支えが望まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育についての充実を図るとともに、卒業後の進路に対する指導の充実が求められている。
<p>就労</p> <p>身体障がい及び精神障がいでは、平日の昼間は自宅、知的障がい及び重複障がいでは日中活動の場に通っていることが多い。</p> <p>今後は、知的、精神、重複では仕事を希望する割合が現状より増えている。</p> <p>就労促進のため、働きやすい環境作り、就労の場の開拓、総合的・継続的な相談体制等が望まれている。</p> <p>視覚障がいでは雇用の場が狭くなっている。</p> <p>手話通訳など職場での支援が望まれている。</p> <p>市役所での雇用も望まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 趣味活動や障がい者の日中活動、仕事など、充実した生活を送るための支援や施策の充実が必要です。 障がい者のニーズに応じた多様な就労の場の確保と、就労を促進するための相談、情報提供、職場の理解など環境の整備が必要です。
<p>医療・健康</p> <p>若い人は精神障がいを認めず、薬を飲まない人も多く、病院にも行かず家族が困っている。</p> <p>医療機関での手話通訳による支援が望まれている。</p> <p>医療保険の本人負担の軽減が望まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の健康の保持のため、医療充実と、受診の促進が必要です。
<p>余暇</p> <p>学校や仕事以外では、家でゆっくり・のんびりしているが、希望としては、友人などとのおしゃべり・同じ時間を過ごすこと、生きがい・やりがい、趣味や創作活動、運動・スポーツへの期待がみられる。</p> <p>気軽に集まるれる場所の確保が望まれている。</p> <p>市民体育館での障がい者スポーツプログラムの実施や、屋内プールの整備が望まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者のニーズに応じた多様な余暇を実現するための施策の充実が必要です。
<p>障がい者への理解と権利擁護</p> <p>障がいのあることで、まちや職場、家などでいやな思いをした経験のある人はそれぞれ 10%程度である。知的障がいでは保育所・幼稚園・学校でいじめられた経験のある人が 30%弱もいる。</p> <p>権利を擁護するための事業・制度についてはまだ十分に知られていないが、成年後見制度の利用希望が多いことなど、今後の活用が期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する理解を促進するとともに、権利を擁護するための事業や制度の周知と相談窓口の充実が必要です。

(2) 基本方針

国の動向や大阪府の第4次障がい者計画、基本理念及び基本課題を踏まえ、次の6つを本計画策定にあたっての基本方針とします。

基本方針1 地域での自立した暮らしへの支援

住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けていくために、障がい者のさまざまなニーズに応えていくように、相談・情報提供の充実を図り、在宅サービスや住まい、防犯・防災、まちづくりなどの施策を充実していきます。

基本方針2 早期発見・早期療育と特別支援教育の充実

障がいを早期に発見し、早期療育につなげていくとともに、障がいの状態や保護者のニーズに応じて就学前教育・保育や学校教育が選択できるよう、特別支援教育の充実を図ります。

基本方針3 就労をめざした支援

障がい者の状態やニーズに応じて就労の選択が可能になるよう、多様な就労形態や就労の場を確保するとともに、就労困難な障がい者に対する訓練の充実を図ります。

基本方針4 保健・医療サービスの充実

障がい者の健康を保持し、二次障がいを防止するために、保健・医療サービスの充実や悩みについての相談体制の充実を図ります。

基本方針5 生活をより豊かにする活動への支援

障がい者の生活をより豊かなものにしていくために、スポーツ、レクリエーション、創作活動、気軽に集える居場所等の基盤を整備し、社会参加の促進を図ります。

基本方針6 障がい者への理解と権利擁護の推進

共生社会の実現のため、共に暮らしていく市民が互いの人格を尊重し合う地域社会をつくるとともに、権利擁護のための制度・サービスの利用の促進や虐待防止を図り、人権を守るしくみを構築していきます。

第3章 基本計画

1. 施策の体系

6つの基本方針を踏まえ、次のとおり施策を展開していきます。

図 施策の体系



2. 基本的施策の実現に向けて

基本方針1 地域での自立した暮らしへの支援

（1）相談・情報提供による支援

障がい者とその家族は、地域で暮らしていく上でさまざまな不安を抱えており、必要な制度やサービスを的確に知ることができ、利用につながるよう、身近で気軽に相談できる環境づくりに努めます。

また、市広報紙「広報いずみおおつ」や「泉大津市ホームページ」など多様な媒体を活用し、障がい者が必要とする情報をわかりやすく提供します。

（2）在宅サービスによる支援

在宅での生活の充実に向けて、障がい者自立支援法に基づく訪問系、日中活動系の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等のサービス提供事業所に対し各種研修への参加を促し、障がい者の介護や支援に直接携わるサービス従事者やサービス管理責任者、手話通訳者等の専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

地域生活支援事業として、移動が困難な障がい者の、自立や社会参加の促進につながる移動支援や、障がい者の日常生活の困難を改善し実用性のある日常生活用具の給付の充実を図ります。

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、日常生活等に必要な情報の提供を行う地域活動支援センターの支援を行います。

聴覚障がい者については、手話通訳や要約筆記、あるいはメール等の情報通信機の活用などによる多様なコミュニケーション手段の確保に努めます。

65歳以上の高齢の障がい者に対しては、必要な介護サービスを利用できるよう、適切な介護保険サービスの情報提供や手続き等への支援を行います。

（3）住まいの確保

障がい者の地域生活への移行や今後の住まいへの要望を踏まえ、地域で自立生活を営むための暮らしの場としてグループホーム等の確保に向けた事業所との連携に努めるとともに、既存の住宅については、住宅改造助成制度の活用による住環境の改善を促進します。

市営住宅においては、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居を図るとともに、府営住宅における優遇制度についての情報提供を行います。市営住宅の建て替えにあたってはバリアフリー化を図ります。

民間賃貸住宅業者への障がい者に対する理解を促進するため、障がい者や高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅についての府の登録制度（大阪あんしん賃貸支援

事業）についての情報提供を行います。

（4）防犯・防災対策

障がい者が、犯罪や事故、消費者被害に巻き込まれないように、警察署や地域住民などとの連携により、地域における見守り体制の構築を図ります。

災害等による避難指示または避難勧告が出された場合には、市の災害対策本部や民生委員・児童委員等が、事前に登録されている障がい者の安否確認と併せ、避難・誘導等の適切な支援が行えるよう体制の強化に努めます。

また、避難時や避難所等でのコミュニケーション支援にたずさわる人材の確保に努めます。

希望する人が参加していただけるよう周知を行うとともに、訓練を通じて、地域ごとに開催する自主防災訓練へ福祉防災を希望する人も参加し、ともに訓練を通じてふれあい、知り合いになる交流の場としていきます。

（5）ユニバーサルデザインのまちづくり

まちづくりを行うにあたって、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人が利用できるように道路や施設等のデザインを図るユニバーサルデザインの考え方の啓発に努めます。

障がい者がまちに出やすく、また安全に移動できるよう、バリアフリー法の活用や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、鉄道駅やよく利用する市役所庁舎や市立病院等の公共施設、大型商業施設及びそれらを結ぶ道路等の施設改修等に併せてバリアフリー化を検討し、障がい者がまちを利用しやすくしていきます。

基本方針2 早期発見・早期療育と特別支援教育の充実

(1) 早期発見・早期療育

障がいを早期に発見し早期療育につなげていくために、健診時やその後のフォローを通じて保護者の育児支援に努めます。健康診査等の結果、発達の経過観察が必要な子どもと保護者に対し、発達相談等において助言・指導を行い、必要に応じて療育や医療との連携を図ります。

また、児童・生徒の教室事業においては、小集団での親子の保育を通じて、保護者の育児支援などの早期対応に努めます。

(2) 障がいのある児童の保育及び就学前教育の推進

保育所や幼稚園において、「ともに生き、ともに育つ」保育を実施するとともに、職員の研修や必要な人材の配置等により、障がいのある児童の支援体制を強化します。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」ことを基本理念として、障がいのあるすべての児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かな指導や、連続性を大切にした一貫した支援の充実に努めます。このため、関係機関や専門家との連携・協力を強化しつつ、児童期から学校卒業後までの長期的な視点に立った個別の教育支援の実現に向けて、小・中学校における通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場における教育環境及び支援体制の充実を図ります。

身体的な障がいのある児童・生徒の受入れを促進するために、学校施設のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある児童・生徒が、地域社会における一員として積極的に活動し、豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々と交流し、学ぶ機会の充実を図ります。

さらに、教職員の研修を通じて特別支援教育に対する知識や理解を深め、特別支援教育の理念の普及と実践により、障がいのある児童・生徒が地域において分け隔てされることのない「インクルーシブ教育」体制の構築を目指します。

(4) 放課後、休日、長期休暇中の支援

障がいのある児童・生徒の放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇時等の受入れについて、障がいのある児童・生徒と保護者のニーズに沿った対応を図るため支援体制を強化します。

(5) 教育相談、進路指導の充実

障がいのある児童・生徒の教育について保護者の相談に適確に応じられるよう、保護者と学校の連携を図ります。

関係機関との連携を強化しながら、卒業後の進路の選択の幅が広がるよう、進路指導の充実を図ります。保健センター、療育機関、保育所、幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校・高等学校から進学先、就職先や福祉施設へと、発達障がいのある児童を含め障がいのある児童・生徒のニーズに応じた進路の選択が行えるよう、庁内及び関係機関との連携を図ります。

基本方針3 就労をめざした支援

(1) 一般就労の促進

ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の雇用について、一般企業等への啓発に努めます。

障がい者就業・生活支援センターが軸となって、事業所、ハローワーク等の連携により、障がい者・家族の就業や社会生活上の相談支援に取り組みます。また、職場実習など、障がい者の職業体験機会の提供に取り組みます。

障がい者を受け入れている事業所に対しては、ジョブコーチなど職場定着のための支援の利用を進めます。

(2) 福祉的就労の支援

展示コーナーや販売スペースの確保など、授産品の販促活動に継続的に取り組んでいきます。授産品の販路を開拓し、また生産技術を向上させることで、障がい者福祉施設の収益力を強化し、そこで作業する障がい者の工賃アップのための支援に取り組みます。

また、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るよう努めるとともに、職員の採用について、障がい者雇用率の向上に向けた取り組みを進めます。

(3) 一般就労困難者のための訓練

一般就労を希望する人に対しては就労移行支援により、一般就労が困難な人へは就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）により、一般就労をめざした取組みを推進します。

また、技能修得のための職業訓練を受けることができるよう、職業訓練校等の情報を提供するとともに、就労に向けて体験活動ができるよう関係機関に働きかけます。

基本方針4 保健・医療サービスの充実

（1）障がい者に対する適切な保健医療サービスの提供

生活習慣病や日常の健康管理などについて、保健センターの保健師や栄養士などの専門職員により指導や助言を行います。また、生活習慣病の予防や健康教育事業に取り組みます。

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）については、在宅で安心して保健・医療・福祉のサービスが受けられるよう、大阪府及び近隣市町とともに地域ケアシステムの構築に向けた検討を進めます。

重度の障がい者（児）に対する医療費の助成を継続して実施します。

保健所の実施する精神障がい者への巡回訪問や定期的な精神医療相談を通じた、心の健康を維持していくことができる環境づくりを支援します。

また、市立病院においては、初期的な治療として効果的なリハビリテーションを受けることができるよう環境を整備していきます。

（2）悩みについての相談体制の充実

こころの健康を保持できるよう、障がい者が抱えるさまざまな悩みの相談支援を実施します。

また、障がい者の障がい特性を理解し、より適切な助言ができるよう地域活動支援センターを中心とするピアカウンセリングやピアサポートを支援します。

基本方針5 生活をより豊かにする活動への支援

（1）社会参加の場の確保

生涯学習事業など、さまざまな場面で学習機会を提供するなかで、障がい者の主体的な学習活動を支援します。図書館では、大活字本、点字・録音図書、手話・字幕付き映像資料の充実に努めます。

多様なスポーツ競技の紹介などにより、障がい者にスポーツに親しみ、参加する機会を提供するとともに、障がい者が自発的に行うレクリエーション活動を継続的に支援することで、社会参加へのきっかけづくりと健康維持を図ります。

障がい者の生きがいづくりにもつながり、さまざまな世代にわたって交流を深めていけるよう、各種の文化・芸術活動を支援します。

地域活動支援センターが、障がい者が気軽に集い、談話したり、趣味の活動を行えるような居場所となるよう支援します。

（2）社会参加の支援体制の充実

障がい者のさまざまな分野での社会参加の支援のため、スポーツ、レクリエーション、創作活動の指導者として活動できるよう、障がい者自身及びボランティアを含めて指導者の育成を行う関係機関との連携を図ります。

また、障がい者が、スポーツ、レクリエーション、創作活動にかかる多様な活動に参加できるよう情報を提供します。

基本方針6 障がい者への理解と権利擁護の推進

(1) 啓発・交流の機会の確保

障がい者が社会的に不利を負わされないで障がいのない人とともに暮らせるのが通常（ノーマル）な社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするというノーマライゼーションの考え方や、心身に障がいのある人の人間的復権のため、障がい者の能力を最大限に發揮させ、その自立を促すというリハビリテーションの考え方、また差別や偏見によって地域社会から排除された人々を再び構成員として包み込み支えあうソーシャル・インクルージョンの考え方の普及に努めます。

障がい者週間（12月3日～9日）などの機会を通して、市民が互いにふれあい交流するイベントを行っていきます。

障がいや地域社会で生じる障がい者に係る問題等に対して、市民の理解を深める機会とするための学習・研修・講座等の開催に取り組みます。

将来を担う子ども達を対象に、学校において人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ります。

(2) NPO・ボランティア活動への支援

障がい者を支援するボランティア活動の担い手となるNPO法人やボランティアグループ・団体と適切な連携を図ります。

また、市内の障がい者団体の活動を支援します。

(3) 権利擁護のしくみづくり

判断能力が不十分な障がい者を保護し権利を守るために、本人に代わって財産管理や身上監護を行う成年後見制度、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の支援を行う日常生活自立支援事業の周知を図り、利用を促進します。

障がい者への虐待防止への理解と認識を深め、虐待の防止と早期発見のための啓発を進めます。市民などからの通報や相談等に対応し、発見後の迅速かつ適切な対応を行う障がい者虐待防止センターが有効に機能するよう、関係機関との連携を強化しながら、緊急時に入所できる施設の確保を図ります。

(4) 障がい者の人権尊重と差別の禁止

障がい者的人権侵害や差別についての相談窓口を充実し、障がい者の人権を守る体制を強化していきます。

また、障がい者的人権を守るための制度やサービス、関係機関等の情報提供を充実します。

第4章 施策の推進のために

1. 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

本計画に基づく諸施策の実施については、福祉部門だけでなく、保健、医療、教育、住宅、まちづくり、危機管理等、庁内での連携のもとに推進していくことが必要です。このため関連部署及び関連機関との協議・調整を行い、連携・協力体制を充実していきます。

(2) 市民の参画と協働による推進

本計画は、障がい者とともに暮らし、ともに支えあう地域社会の実現をめざしています。このため、計画の推進には市だけでなく、障がい者や、その家族、それを支えている個人や団体、事業者など多くの市民の協力と連携が必要です。障がい者自身によるさまざまな市民活動や、また市民と行政の協働による取り組みを推進していく環境を整備していきます。

2. 計画の広報・周知

市民の参画と協働により計画を推進していくためには、本計画について市民に十分に理解し協力いただくことが必要であり、広く周知するとともに、支援への参画等を働きかけていきます。

3. 国・府等の動きの反映

本計画を推進していくため、障がい者のニーズの把握に努め、施策の運営に適切に反映していきます。

国においては、平成25年4月から障がい者総合支援法の施行が予定されており、また平成18年に国連が採択した障がい者の権利条約の批准や、障がいを理由とする差別の禁止に関する法律の制定など、今後の法制度の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に対応していきます。

資料

泉大津市第4次障がい者計画策定委員会委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障がい者のための施策に関する基本的な計画として障がい者基本法(昭和45年法律第84号)第11条に規定される障がい者計画(以下「計画」という。)を策定するため、泉大津市第4次障がい者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、障がい福祉サービスを利用する障がい者、社会福祉に関する活動を行う団体等から推薦された者、学識経験を有する者等をもって組織する。

2 委員は、15名以内とする。

3 委員の任期は、計画の策定に係る業務の完了するときまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、審議の状況等から、やむを得ず非公開とする必要が生じた場合は、委員会に諮り、会議の途中においても当該会議を非公開にすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会に出席した者その他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉事務所地域福祉課障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

泉大津市第4次障がい者計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属機関及び役職名等
委 員 長	藤田 満	社団法人 大阪社会福祉士会理事
副委員長	川西 真由美	泉大津市ふれあいキャンペーン実行委員会委員長
	西川 政子	泉大津市身体障がい者福祉社会副会長
	水田 利恵	泉大津障がい児（者）親の会会長
	寺本 百代	泉大津手をつなぐ親の会会長
	諏訪 二三子	泉大津市・忠岡町精神障がい者家族会 ひまわり家族会会長
	坪野 敏治	泉大津市社会福祉協議会会长
	野井 長雄	泉大津市民生委員児童委員協議会障がい者福祉部会長
	藤原 彰子	大阪府立和泉支援学校教頭
	森 真規	泉州北障がい者就業・生活支援センター就業支援員
	橋本 篤	公募市民

泉大津市第4次障がい者計画策定経過

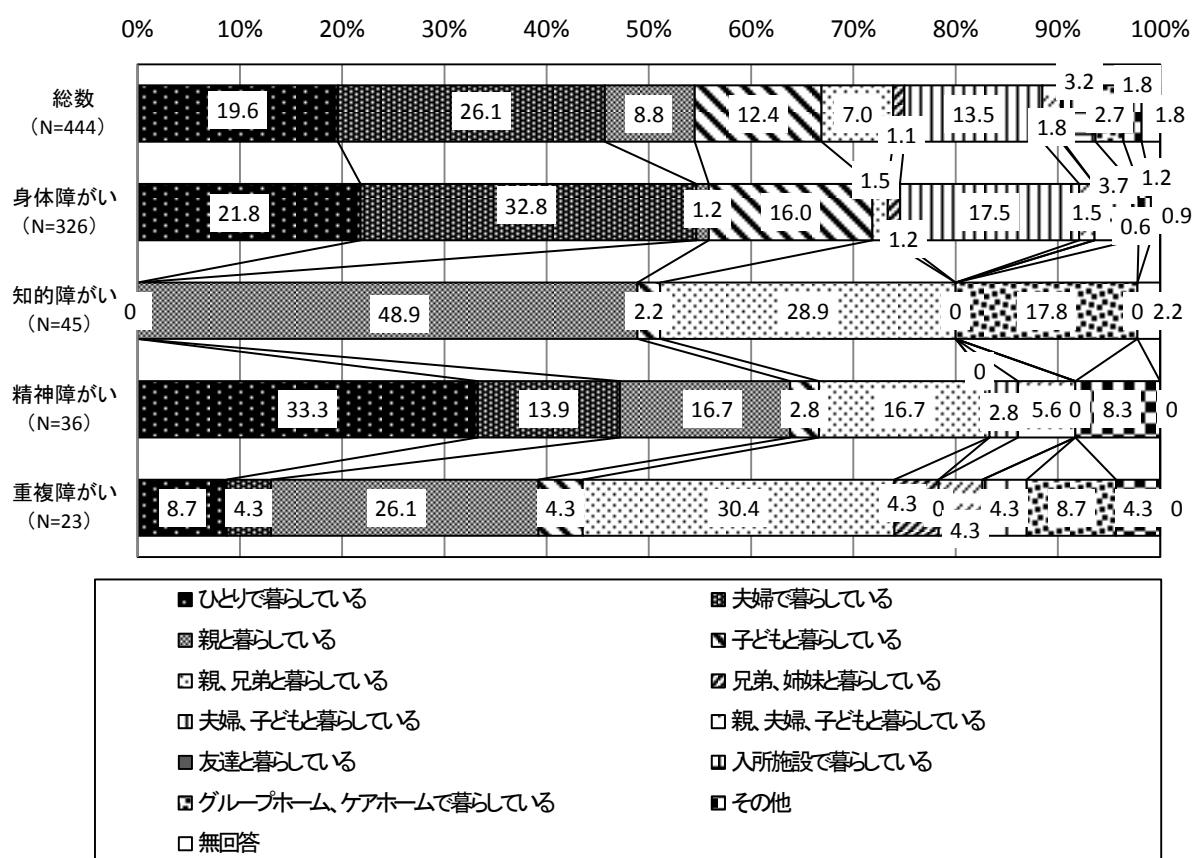
平成 24 年		
7月	アンケートの実施	
7月 19 日	団体ヒアリング	障がい児（者）親の会 身体障がい者福祉会 ろうあ者福祉協会
7月 20 日	団体ヒアリング	手をつなぐ親の会 精神障がい者家族会 盲人福祉協会
9月 18 日	第1回泉大津市第4次障がい者計画策定委員会	
11月 8 日	第2回泉大津市第4次障がい者計画策定委員会	
12月	パブリックコメントの実施	
平成 25 年		
2月 6 日	第3回泉大津市第4次障がい者計画策定委員会	
3月	泉大津市第4次障がい者計画策定	

アンケート調査結果

1. 障がい者自身について

- ・身体障がいでは夫婦で、精神障がいではひとりか、あるいは親との同居、知的障がい及び重複障がいでは親との同居が多い。知的障がいではグループホーム・ケアホームでの共同生活も他と比べて多い。
- ・日常生活の能力を、食事、トイレ、入浴、着がえ、家の中の移動の5項目でみたところ、65～80%の範囲でほとんど自分で行っている。障がい種別にみると、精神障がい、知的障がい、身体障がい、重複障がいの順に、ほとんど自分でしている人の割合は少なくなり、ほとんど自分でできない人の割合が増える。
- ・12項目の日常生活のことから介助の状況をみたところ、知的障がい及び重複障がいでは、部屋の片づけや掃除、衣類の洗濯を除いて、介助の依存度が他と比べて高い。

同居者



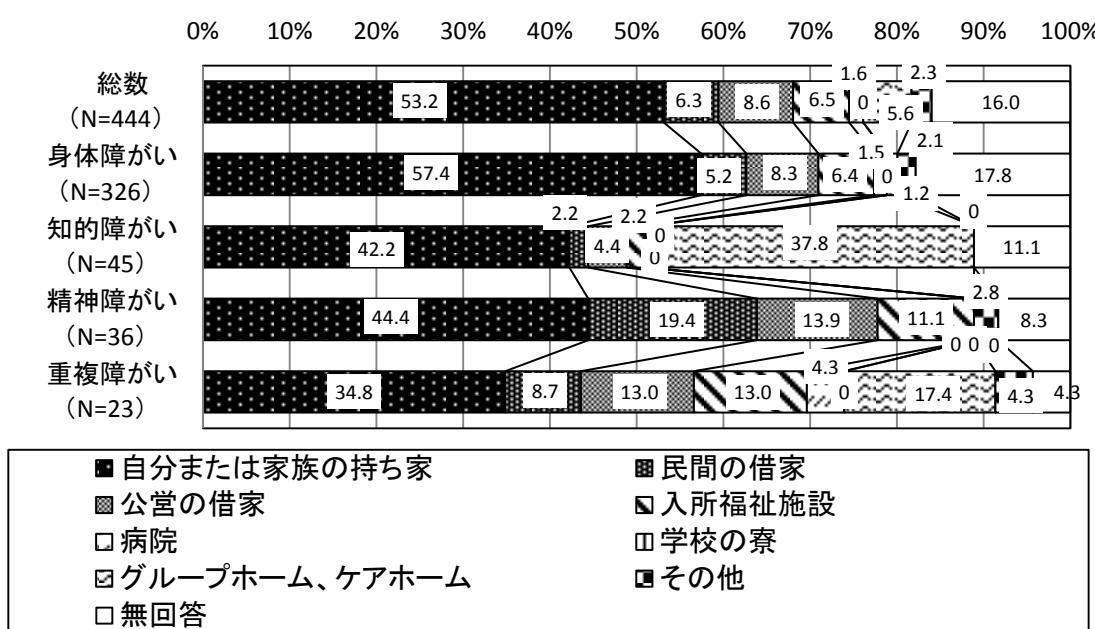
2. 介助をしている方について

- ・日常生活の主な介助者は、身体障がいでは配偶者、知的障がい及び重複障がいでは父母、精神障がいでは父母と配偶者である。
- ・介助者は70%が女性であり、知的障がいの場合はすべて女性となっている。
- ・主な介助者が介助できないときは、親族やホームヘルパー、短期入所施設の利用が望まれている。

3. ふだんの暮らしについて

- ・身体障がい及び精神障がいでは、平日の昼間は、買い物や趣味の活動等で自宅にいることが多いが、知的障がい及び重複障がいでは日中活動の場に通っていることが多い。
- ・学校に通っている人は、主に就職を希望しており、自分に合った仕事、職場でうまくやっていくこと、継続した雇用について不安に思っている。
- ・今後暮らしたい場所としては、自分や家族の持ち家や公営の借家など自宅が多い。身体障がいでは自宅から入所福祉施設への移行の傾向もみられる。知的障がいでは、グループホーム・ケアホームも多く、重複障がいと同様に、自宅以外の場所の希望も多い。
- ・今後希望する平日の昼間の過ごし方としては、買い物や趣味の活動が最も多く、仕事や障がい者の日中活動などもみられる。特に、知的障がい及び精神障がい、重複障がいでは、現在と比べて仕事を希望する割合が増えている。
- ・現在の収入の方法は80%が年金・手当である。知的障がいでは、作業所・通所施設で働いてもらうお金・工賃、精神障がいでは生活保護費の割合も他と比べて高い。
- ・生活の満足度については、普通40.3%、満足26.8%、不満27.5%となっている。身体障がいと知的障がいでは他と比べて満足度が高い。

今後暮らしたい場所



今後希望する平日の昼間の過ごし方

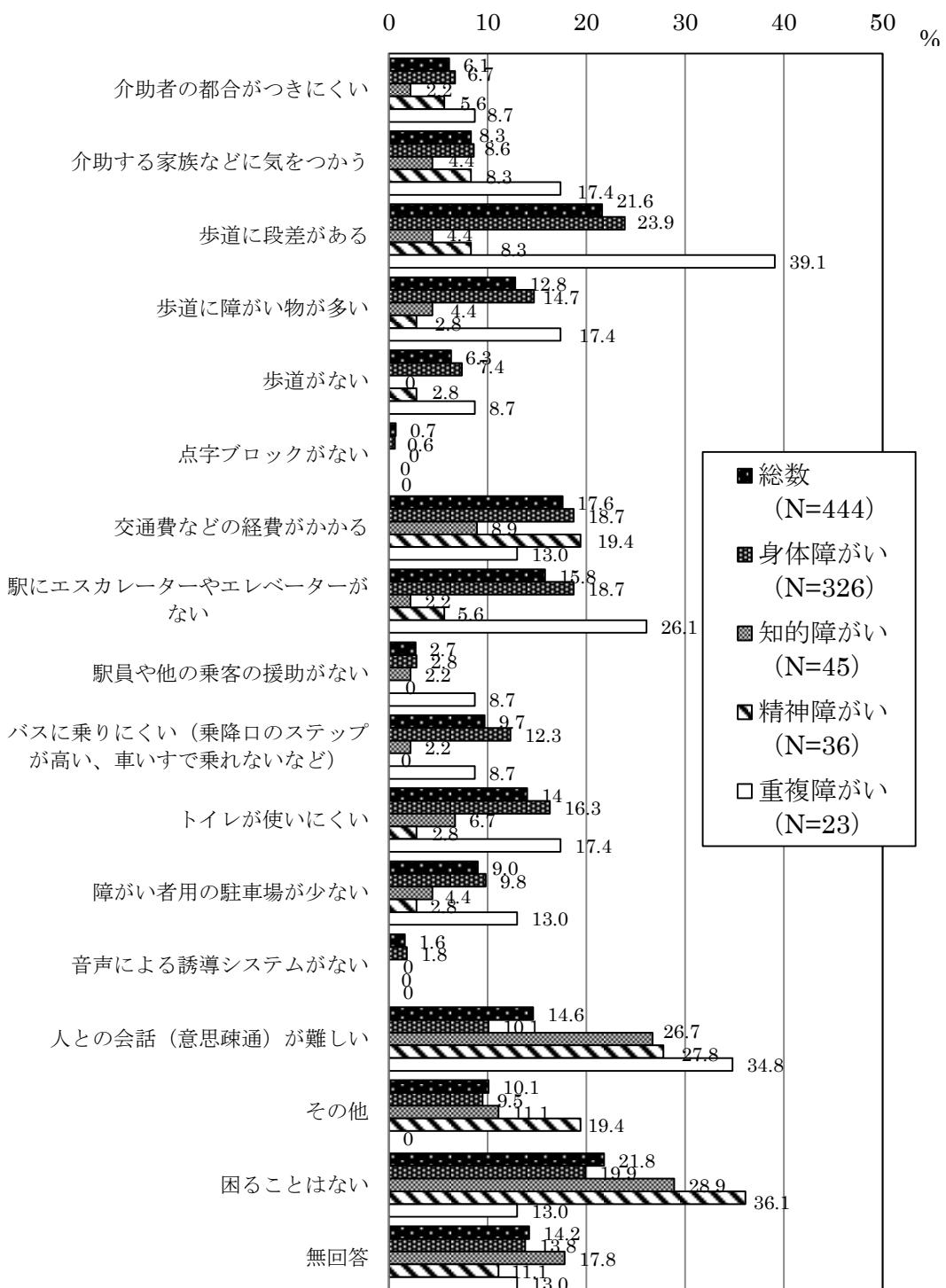
上段：人数、下段：%

	合計	通園施設・保育所・幼稚園に通いたい	小・中学校に通いたい	高等学校に通いたい	大学や短大・専門学校に通いたい	特別支援学校(旧盲・ろう・養護学校)に通いたい	仕事のために職場に通いたい(自営業や自宅での勤務も含む)	パート・アルバイトをしたい	障がい者の日中活動の場に通いたい	福祉施設に入所したい	病院に入院したい(重症心身障がい児施設を含む)	買い物や趣味の活動をしながら家で生活したい	その他	無回答
合計	444	2	8	3	1	5	39	16	28	19	4	171	58	90
	100	0.5	1.8	0.7	0.2	1.1	8.8	3.6	6.3	4.3	0.9	38.5	13.1	20.3
身体障がい	326	2	1	—	—	—	21	10	7	14	2	142	51	76
	100	0.6	0.3	—	—	—	6.4	3.1	2.1	4.3	0.6	43.6	15.6	23.3
知的障がい	45	—	3	3	1	3	8	1	11	1	—	6	1	7
	100	—	6.7	6.7	2.2	6.7	17.8	2.2	24.4	2.2	—	13.3	2.2	15.6
精神障がい	36	—	2	—	—	1	5	4	5	1	—	11	4	3
	100	—	5.6	—	—	2.8	13.9	11.1	13.9	2.8	—	30.6	11.1	8.3
重複障がい	23	—	2	—	—	1	5	—	5	3	1	4	1	1
	100	—	8.7	—	—	4.3	21.7	—	21.7	13.0	4.3	17.4	4.3	4.3
無回答	14	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	8	1	3
	100	—	—	—	—	—	—	7.1	—	—	7.1	57.1	7.1	21.4

4. 外出について

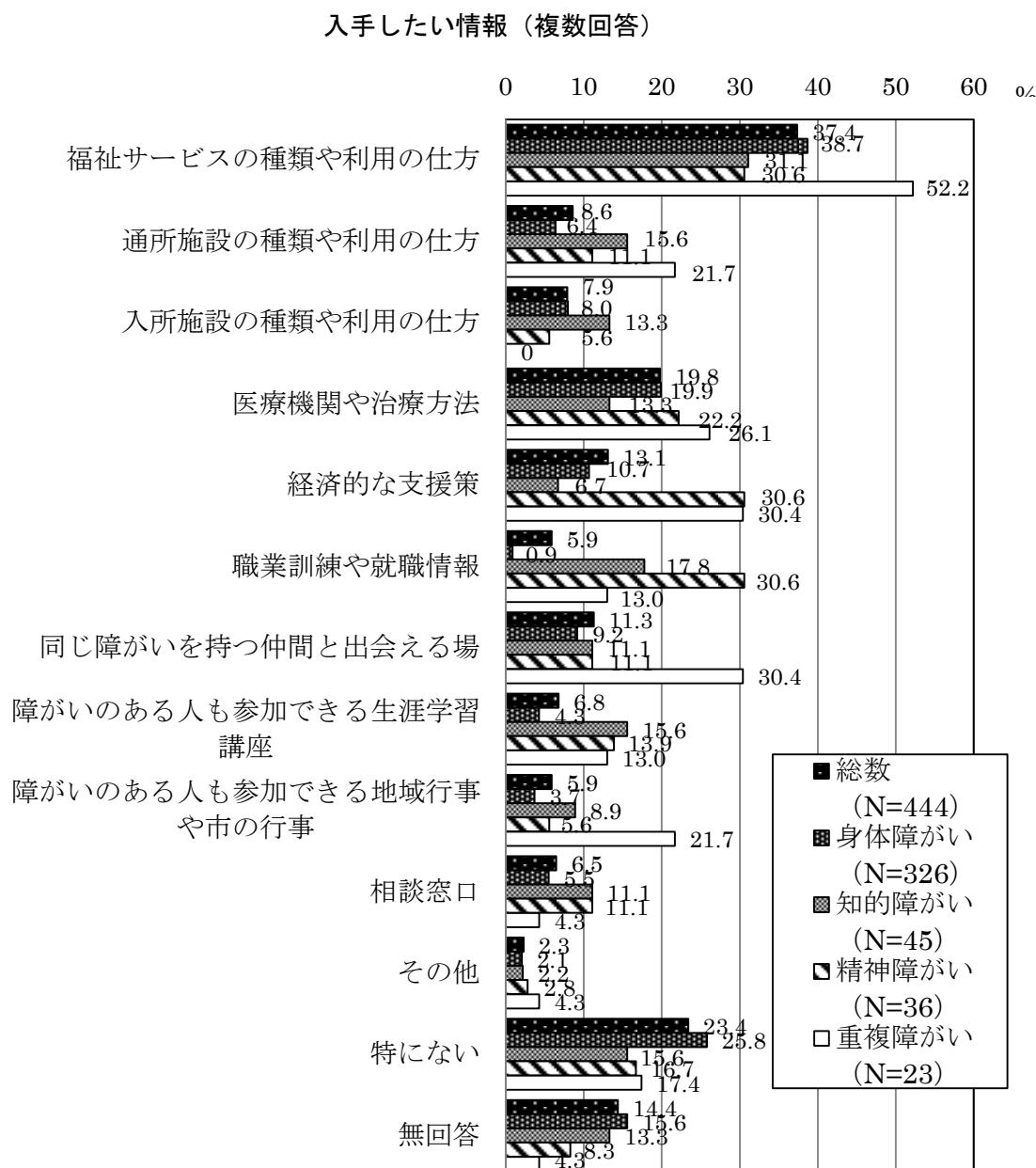
- 外出については、ほぼ毎日が 31.5%が最も多く、次いで週に 2～3 回が 28.4%で、ほとんど外出しない人も 14.2%いる。
- 外出したときの困りごととしては、身体障がいでは、歩道の段差や障がい物、駅にエスカレーター やエレベーターがない、トイレが使いにくいなどハード面での困りごとが多く、知的障がい及び精神障がいでは、人との会話（意思疎通）が難しいことを挙げており、重複障がいではこれらを含めて困りごとが多い。
- 不便を感じる建物・施設として、病院や診療所、銀行や郵便局など金融機関、スーパー・マーケットなどとなっている。重複障がいでは、これら 3 つに加えてレストラン・喫茶店等の飲食店について、不便を感じる割合が他と比べて高い。

外出したときの困りごと（複数回答）



5. 相談・情報入手について

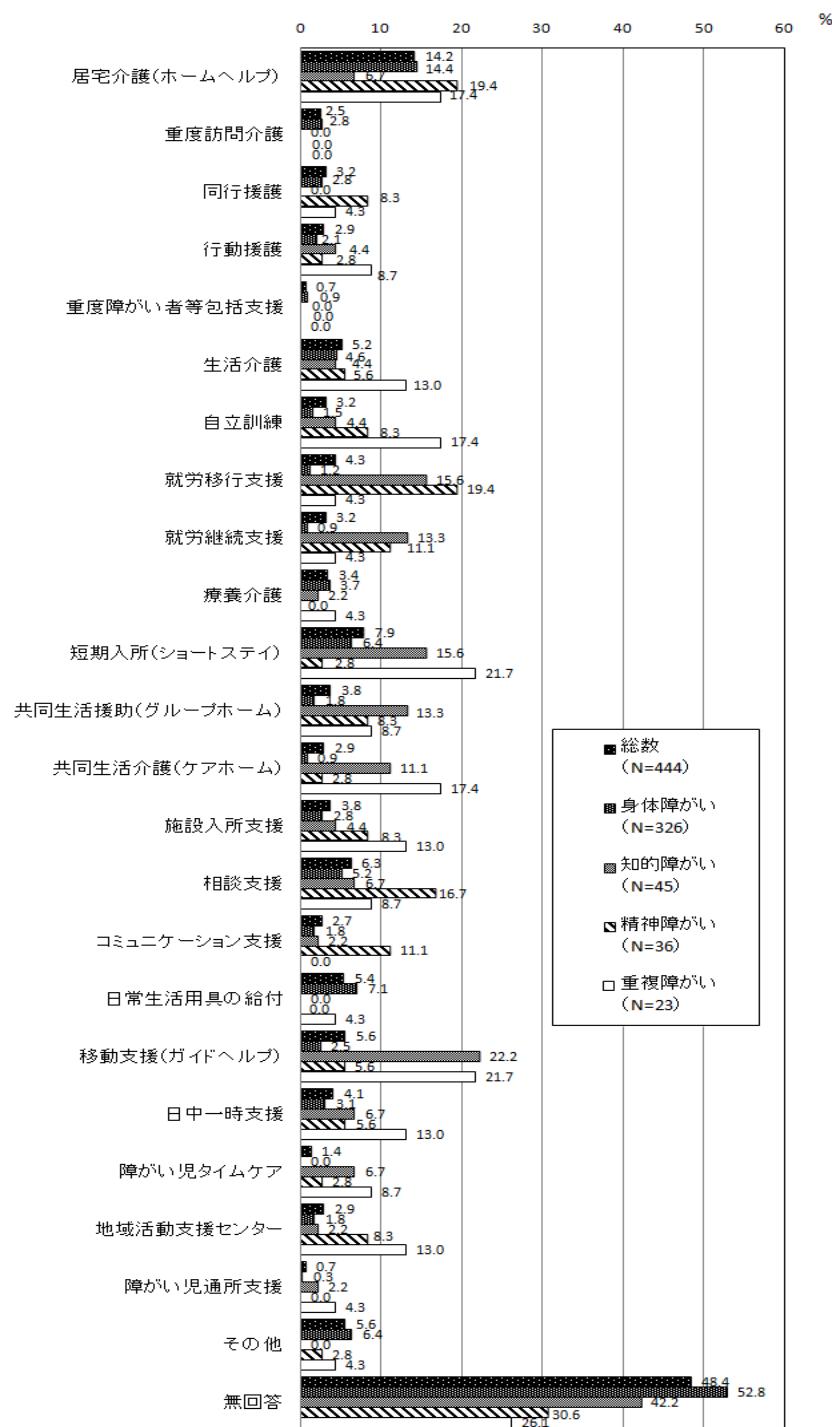
- 困った時の相談相手として 80%が家族を挙げており、次いで友人 19%、医師・病院の職員 18%などとなっている。重複障がいでは福祉施設の職員や、精神障がいと同様に、市の職員・福祉事務所の職員の割合も他と比べて高い。
- 障がい福祉に関する情報の入手先についても、家族・親族が最も多く、その他、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌や市役所（保健師を含む）、広報誌などが主になっている。
- 入手したい情報は、福祉サービスの種類や利用の仕方が 37.4%で最も多く、次いで医療機関や治療方法などとなっている。精神障がい及び重複障がいでは経済的な支援策、精神障がいでは職業訓練や就職情報、重複障がいでは同じ障がいを持つ仲間と出会える場や、障がいのある人も参加できる地域行事や市の行事といった社会参加のための情報も求められている。



6. 福祉サービスの利用について

- ・現在利用中の福祉サービスは、総数では「居宅介護（ホームヘルプ）」が 12.4%で最も多く、次いで「移動支援（ガイドヘルプ）」が 5.4%、「日常生活用具の給付」が 5.2%などとなっている。**知的障がい**では「移動支援」が 26.7%で最も多く、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「共同生活介護（ケアホーム）」、「共同生活援助（グループホーム）」の割合も他と比べて高い。**重複障がい**では「居宅介護」及び「日中一時支援」が 21.7%で最も多く、「生活介護」、「移動支援」、「短期入所（ショートステイ）」、「共同生活援助」の割合も他と比べて高い。
- ・今後利用したい福祉サービスは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が 14.2%で最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が 7.9%、「相談支援」が 6.3%などとなっている。**知的障がい**では「移動支援（ガイドヘルプ）」が 22.2%で最も多く、「就労移行支援」、「短期入所」、「就労継続支援」、「共同生活援助（グループホーム）」、「共同生活介護（ケアホーム）」の割合も他と比べて高い。**精神障がい**では「居宅介護」及び「就労移行支援」が 19.4%で最も多く、「相談支援」、「就労継続支援」の割合も他と比べて高い。**重複障がい**では「短期入所」及び「移動支援」の割合が 21.7%で最も多く、「自立訓練」、「共同生活介護（ケアホーム）」、「生活介護」の割合も他と比べて高い。

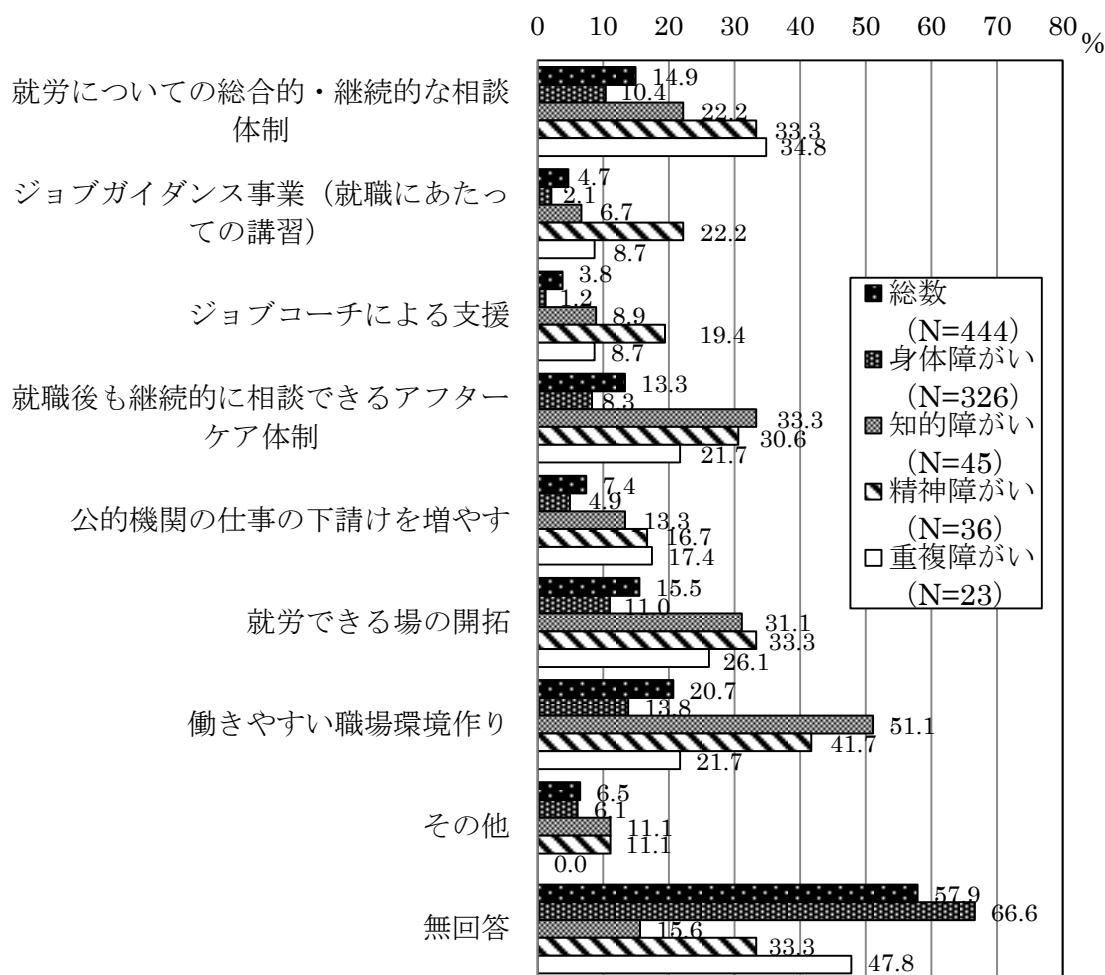
今後利用したい福祉サービス（複数回答）



7. 就労について

- ・働いている人は 16.9% で大半は働いていないが、知的障がいでは 46.7% が働いている。就労形態は、パート・アルバイト・臨時雇用が 30.7% で、正社員、自営業、就労移行支援などと多様である。障がいによっても異なり、身体障がいでは自営業、知的障がいで就労移行支援、精神障がいではパート・アルバイト・臨時雇用が多い。
- ・就労状況については 64% が満足をしている。その理由として、仕事の内容、通勤の便利さ、労働時間が挙げられている。満足していない人は 28% で、その理由として、主に給料・収入が 76.2% で、その他、職場の人間関係、仕事の内容が挙げられている。
- ・仕事をしていない理由は、高年齢のためが 50.4% で最も多く、仕事ができる健康状態ではない、障がいが重く仕事ができないといった病状や障がいによる理由も大きい。
- ・今後希望する就労形態をきいたところ、就労したいと思わない・就労できないと答えた人が 32.2% で最も多い。就労形態としては、正社員やパート・アルバイト・臨時雇用が望まれている。知的障がいでは、就労移行支援、就労継続支援といった障がい福祉サービスにも期待が大きい。
- ・就労を促進するためには、働きやすい環境作り、就労できる場の開拓、就労についての総合的・継続的な相談体制などが望まれている。

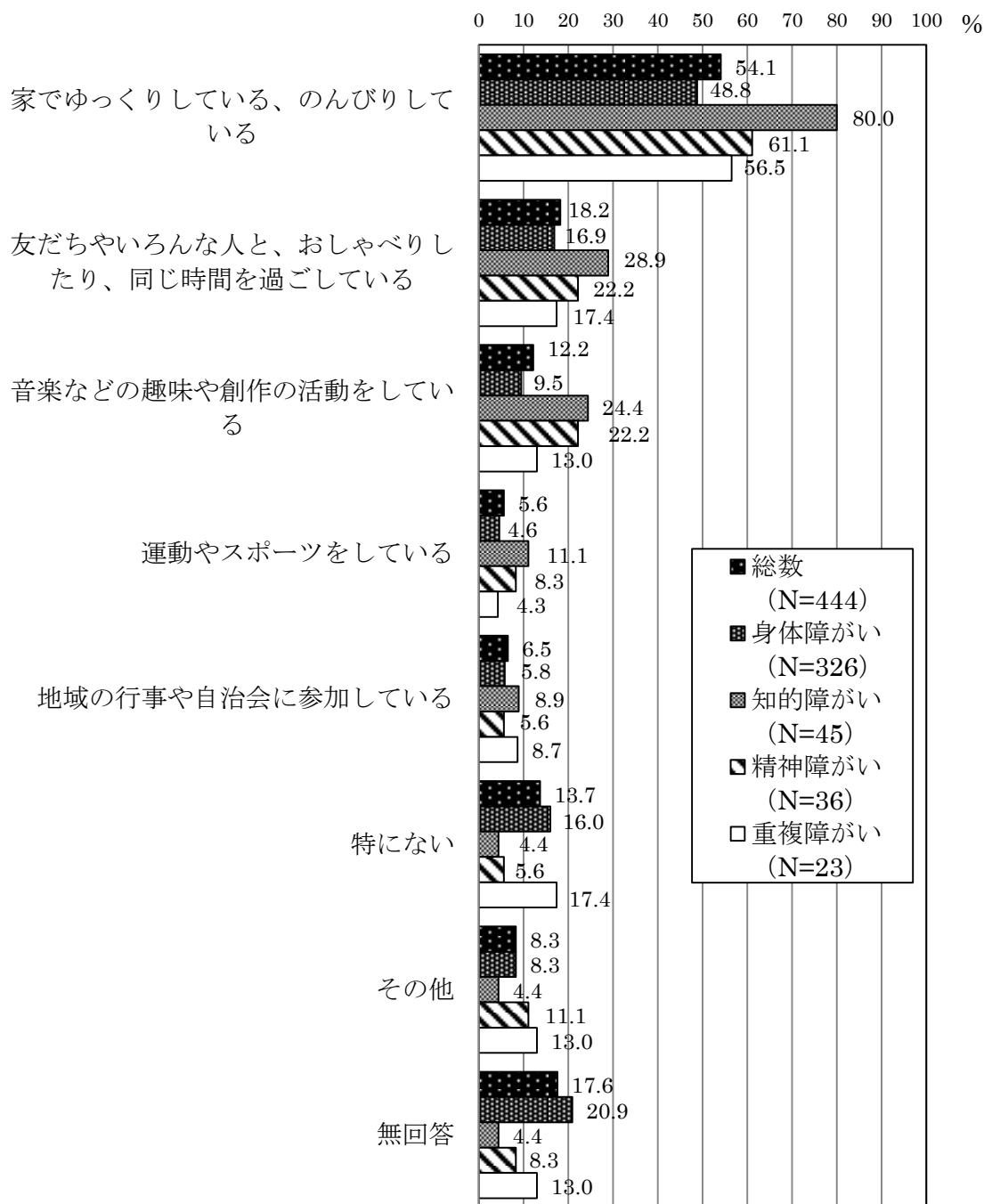
就労を促進するために必要だと思う支援策（複数回答）



8. 余暇の過ごし方について

- ・地域・近隣の方とのつきあいは73.5%の人が行っている。あいさつ程度が37.2%で最も多いが、家を訪問する関係も13.1%、立ち話が23.2%となっている。知的障がい及び重複障がいではつきあいをしていない人の割合が他と比べて高い。
- ・学校や仕事以外では、家でゆっくりしている・のんびりしている人が多いが、希望としては友だちやいろんな人とおしゃべり・同じ時間を過ごすこと、生きがい・やりがい、趣味や創作の活動、運動やスポーツへの期待が高まっている。

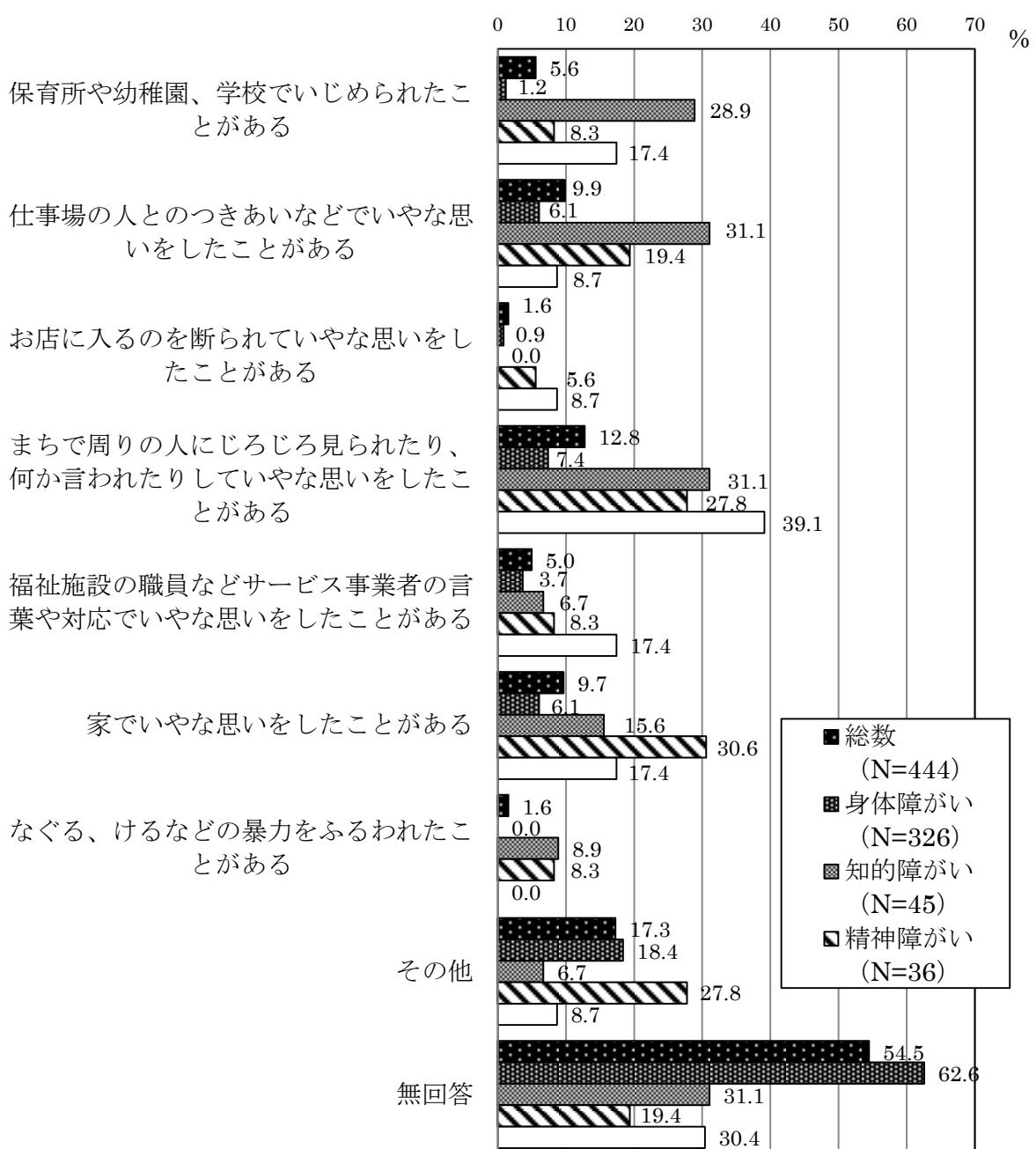
学校や仕事以外での過ごし方（複数回答）



9. 障がい者に対する理解と権利を守るためのしくみについて

- ・障がいがあることでいやな思いを受けた場面は、まちや職場、家などさまざまである。知的障がいでは、保育所・幼稚園・学校でのいじめ、仕事場でのいじめ、精神障がいでは家でのいじめ、重複障がいではまちでのいじめなどである。
- ・権利を擁護するための事業や制度については、まだ十分に知られていない。重複障がいでは、他の障がいと比べて事業や制度をよく知っている。
- ・成年後見制度については、すでに活用している人は 3.9%であるが、活用したい人が 33.3%あるので、今後の活用が期待される。

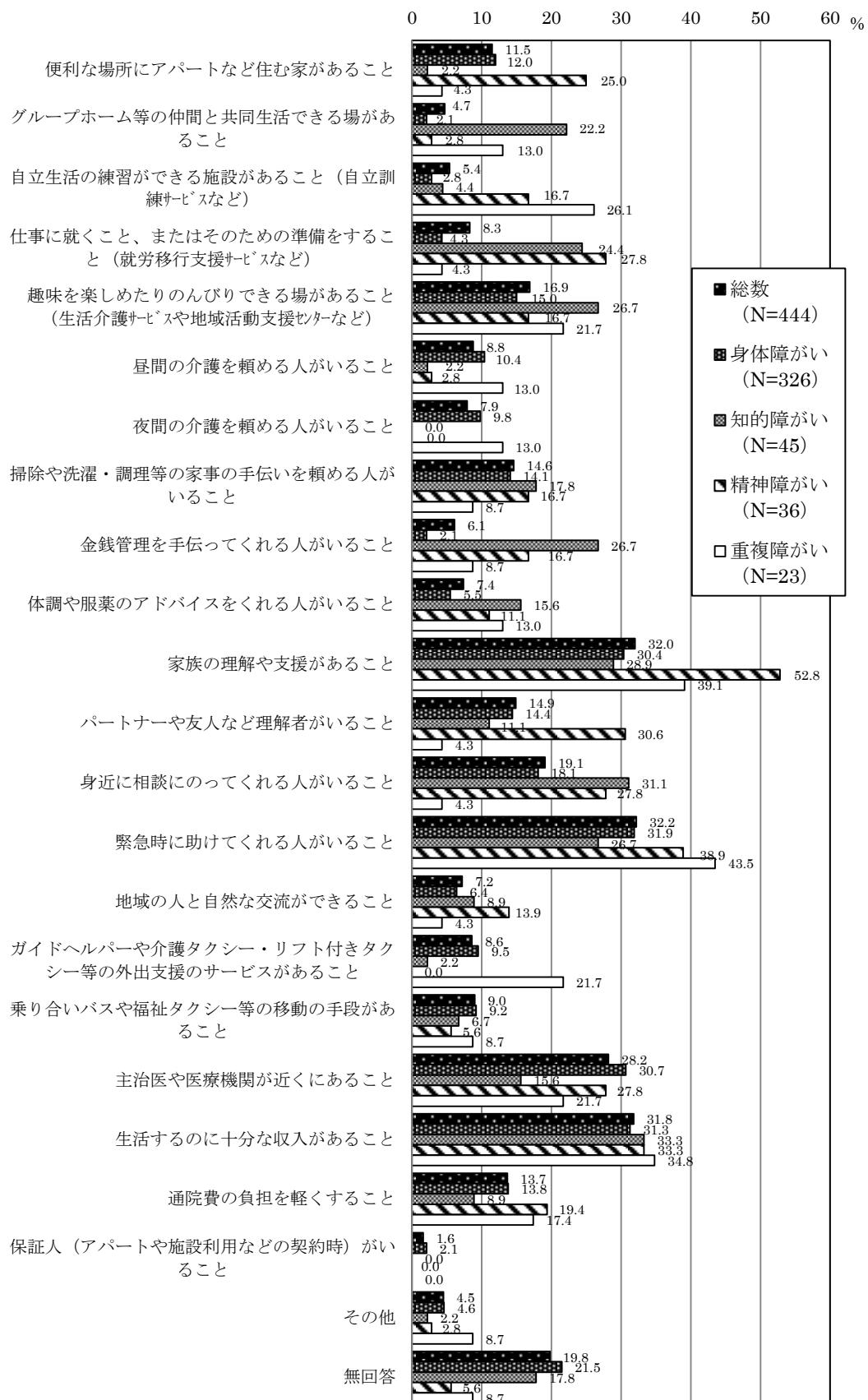
障がいがあることでいやな思いを受けた場面（複数回答）



10. 地域で暮らすために必要なことについて

- ・自宅や地域で満足な生活ができるために必要なことは、総数では「緊急時に助けてくれる人がいること」が 32.2%で最も多く、次いで「家族の理解や支援があること」が 32.0%、「生活するのに十分な収入があること」が 31.8%などとなっている。
- ・知的障がいでは「グループホーム等の仲間と共同生活できる場があること」、「仕事に就くこと、またはそのための準備をすること」、「趣味を楽しめたりのんびりできる場があること」、「金銭管理を手伝ってくれる人がいること」の割合が他と比べて高い。精神障がいでは「便利な場所にアパートなど住む家があること」、「仕事に就くこと、またはそのための準備をすること」、「家族の理解や支援があること」の割合が他と比べて高い。重複障がいでは「ガイドヘルパーや介護タクシー・リフト付きタクシー等の外出支援のサービスがあること」の割合が他と比べて高い。
- ・災害時の不安ごとは、総数では「自力で避難できるかどうか不安」が 58.8%で最も多く、次いで「避難生活において、金銭的な面で不安」が 25.5%、「避難生活において、介助者や協力者がいないと不安」が 24.8%などとなっている。
- ・重複障がいで「自力で避難できるかどうか不安」、「避難生活において、介助者や協力者がいないと不安」の割合が他と比べて高いことが目立っている。

自宅や地域で満足な生活ができるために必要なこと（複数回答）



団体ヒアリング結果まとめ

1 障がい者とご家族が抱えている問題点・課題

- ① 子どもの自立
 - ・親の高齢化に伴う子どもの生活の地域での自立が課題である。
- ② 在宅生活
 - ・自宅での来客や訪問に対応できない。
- ③ 相談環境
 - ・障がい者のサービスについて、気軽に相談できる窓口がない。
- ④ 就労
 - ・職場に手話通訳のできる人がいない。
 - ・いろいろな障がいのニーズに合った就労サービスがあればよいと思う。
- ⑤ 医療
 - ・若い人は精神障がいを認めず、薬を飲まない人も多い。病院にも行かず困っている。
- ⑥ I T 化と生活
 - ・I T 化の進展が全ての障がい者にとって、必ずしも恩恵をもたらすものとなっていない。例えば、視覚障がい者にはタッチパネルよりボタン式の方が使いやすい。
 - ・視覚障がい者にとって、たよりになる音声に対しては苦情が出ている現状で、電車の中での広報や信号は押しボタン式に替わっている。
- ⑦ 高齢化
 - ・高齢化に伴い自転車事故や家の転倒が多くなり、それによって車椅子の生活になり、不便な生活を送っている。

2 障がい者施策についての評価やご要望

(1) 地域での生活

- ① 福祉サービス
 - ・日祝対応・時間延長の一時預かりや、日祝対応・複数のタイムケア、市内にショートステイがほしい。
 - ・介護者が入院などで介護できなくなってしまった時、障がい者（児）が普段と同じ生活を過ごせるように、いろいろサービスを柔軟に組み合わせ、またサービスが足りない時にはそれを補えるシステムを構築してほしい。
- ② 居住施設
 - ・親が安心して死ねるように障がい者（児）の暮らせる家とサポートしてくれる人がほしい。高齢の障がい者のことも考えてほしい。市内にケアホームやグループホームがほしい。
 - ・将来、親がいなくなった時はグループホームに入れたいが、外に出られない方が

多いのでどうするか。共同生活は難しいと思う。兄弟に頼むという方もいるが、皆さん悩んでいる。

③ 集いの場

- ・空いている施設を活用して集まれる場、学ぶ場がほしい。
- ・家族会で、気軽に来れるような喫茶店を運営したいが、お金がかかる。そこから当事者も自宅から出て来れるようにしたい。

④ 移動・外出

- ・視覚障がい者が外出する際は、例えば総会参加には終日を費やすため、その費用と付き添い料の負担が大変である。
- ・ボランティアの中には、車いすの扱いに慣れていない方もいるので、ボランティアの研修が必要である。また、女性のボランティアが多いので、男性用トイレに付き添うことができない。
- ・行事では市役所に集合する場合に、各自が市役所までどのようにしてくるのかが問題となっている。コミュニティバスがあるが、平日のみで、時間も合いにくい。
- ・タクシー割引を精神障がいにも適用してほしい。タクシーチケットもほしい。鉄道、バスの割引がほしい。

⑤ コミュニケーション

- ・鉄道で人身事故等があった場合、アナウンスだけでは聴覚障がい者には分からぬ。

⑥ ユニバーサルデザイン

- ・点字ブロックや家庭用品にしても、全盲や弱視等障がいを踏まえて晴眼者の立場でなく実用的なものを作ってほしい。
- ・これからは重複障がいがふえる。足の悪い人は点字ブロックで足を挫いてしまう。

⑦ 災害時避難訓練

- ・聴覚障がい者と手話通訳者、一般市民が一緒に避難訓練ができる場を作ってほしい。

(2) 療育と教育

① 市内における療育の場

- ・三ヶ山（みけやま）という療育施設が市外にあるが、軽度でコミュニケーションが取れない子どもが学べるように、市内にそのような学齢期の療育の場がほしい。

② 相談・情報交流の場

- ・教育支援センターは相談事業や不登校の子どもが勉強する場になっているが、そこを子ども達の療育や母親のケアの場にしてほしい。

③ 教師の質の向上

- ・軽度でコミュニケーションが取れない子どもが学べるようにしてほしい。
- ・支援学級とその先生を学校全体で支える体制をとってほしい。
- ・特別支援教育については、教師がもっと学んで、知識を深めてほしい。
- ・重度は支援学校、軽度は地域の学校という考え方があまりあるのはおかしい。先生

は同じレベルであってほしい。

(4) 学校卒業後の学ぶ場

- ・支援学級や地域の高校を卒業しても、希望すれば、ある一定期間、社会に出るための勉強する場を創ってほしい。

(3) 就労

① 職場での支援

- ・会社での昇格試験は面接と論文があり、手話通訳者の資格のある方を会社にお願いしたところ断られた。会社の理解がほしい。

② 就労へのきっかけづくり

- ・家で悩んでいる方に作業所へ行くきっかけをうまく作れたらと思う。

③ 就労の場

- ・行政での雇用について検討してほしい。市役所の掃除に障がい者を取り入れてもらおうと働きかけをしているが、個人的な親の力だけでは無理なので、団体などと連携する方法が必要であると考えている。
- ・仕事はあんま、はり、灸が多いが、障がいのない人が参入して押されている。他の仕事に視覚障がい者が入って行くことは難しい。職域が狭まる一方である。
- ・勤め先として公務もなく、視覚障がい者の作業所もあまりない。

(4) 医療・健康

① 公共施設での支援

- ・市役所と市立病院での手話通訳者の配置をお願いしたい。
- ・医療でもガイドヘルパーは待合室まで、診察室までは行けない。

② 手話講習会の継続

- ・看護師も受講している手話講習会を継続してほしい。手話のできる方のいる病院という情報提供にもつながっていくと思う。

③ 医療制度の充実

- ・自立支援医療以外で本人負担を1割にしてほしい。

(5) 余暇活動

① 市民体育館でのスポーツプログラムの実施

- ・市民体育館で、障がい者（児）向けのスポーツプログラムを設けてほしい。

② 屋内プールの整備

- ・体を動かすため、市内に屋内プールがほしい。または、民間施設と連携を図ってほしい。

3 障がい者自立支援制度についてのご意見

① 制度の一貫性

- ・65歳以上になったら介護保険制度でなく、制度を一生一貫させてほしい。

② 自己選択・決定の実現

- ・障がい福祉計画では「支援サービスを自己選択決定できる仕組みをつくる」と

いう基本目標があるが、現実は自己選択・決定はむずかしい。重度訪問介護のサービス必要量は、宿泊を考えた場合等含めると不足している。

4 市への要望や第4次障がい者計画策定にあたってのご意見や要望

(1) 市への要望

- ① 一生を地域で暮らすこと
 - ・泉大津市で生まれた以上、一生をここで暮らすことは当然と思う。障がいがあつても一市民としてこの町で普通に暮らせる市の施策を充実してほしい。
- ② 要約筆記者派遣事業
 - ・障がい福祉計画では要約筆記者派遣事業の見込み量が0となっているが、確保に向けた奉仕員の養成を望みます。
- ③ 当事者へのインタビュー
 - ・当事者の方へのインタビューが必要と思う。
- ④ 情報提供
 - ・年に1回でも障がい者への福祉サービスについて説明してくれることを望みます。

(2) 第4次障がい者計画へのご意見やご要望

- ① サービスの充実
 - ・サービスについてより一層の充実をお願いする。

用語解説

【あ】

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりに必要な援助を保障した上で、すべての子どもが地域の学校で教育を受けること。国連の障がい者権利条約の批准に向けて国内の法整備が進む中、平成23年7月に成立した改正障がい者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。

【さ】

障がい者就業・生活支援センター

障がい者が、身近な地域の中で安心して職業生活を送れるよう関係機関（雇用・福祉・保健・教育など）と協力して、雇用の促進及び職業の安定を図るために、就業及び社会生活上の支援を総合的に行う機関。

障がい者の権利に関する条約

平成18年（2006年）12月に第61回国連総会で採択され、平成20年（2008年）5月に発効した、障がい者の人権条約であり、日本は平成21年（2007年）9月に署名している。この条約は、すべての障がい者があらゆる人権と基本的自由を差別なしに完全に享受することを保障するために、福祉、雇用、教育などあらゆる分野において、障がいに基づく差別を禁止するとともに、障がい者が社会参加するために必要な合理的な配慮の提供を確保することを定めている。

ジョブコーチ

障がいのある人の就労を援助するため、仕事の手順を覚えるための支援を行ったり、その後も定期的に職場訪問をして職業生活についての相談、アドバイスなどを行ったりする援助者のこと。

成年後見制度

障がいや認知症などにより判断能力が不十分な人について、その能力を補充するために代理人等を定め、契約などの法律行為を補う制度。本人があらかじめ契約をして後見人になるべき人とその職務内容を定めておく任意後見と、家庭裁判所が後見人等を選任する法定後見がある。

【た】

特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

【は】

発達障がい

発達障がい者支援法における発達障がいの定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」である。

バリアフリー法

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のことで、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、(1)主務大臣による基本方針の策定、(2)旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定、(3)市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等が定められている。

ピアカウンセリング

障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を行う。障がい者自らが、自己の体験に基づいて問題を持つ者同士の相談に応じ、問題の解決をはかることである。

ピアサポート

障がい当事者が同じ障がいのある人に寄り添い、支えることをいう。

【や】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人々に利用しやすいように、製品、情報、環境、都市をデザインする考え方。